

暴走族対策強化のための関係省庁申合せについて

平成 13 年 2 月 5 日

警察庁 交通局

最近の暴走族は、危険な暴走行為や一般人を巻き込んだ凶悪事件など、様々な違法行為によって、住民に著しい迷惑や不安を与えています。

このように社会問題化した暴走族について対策を強化するため、本日、関係省庁により、当面、次のような内容について取り組むことを申し合わせました。(原文別添)

1 暴走族を許さない世論づくりについて

- ・自治体による「暴走族根絶条例」の制定に向けた取組みや、地域の方々が参加する「暴走族根絶大会」の開催などを支援していきます。

2 家庭や学校等での青少年の指導の充実について

- ・暴走族に入っている少年について困っている家庭のために相談窓口を設けます。
- ・中学校や高等学校では、「暴走族加入阻止教室」を開催して、暴走族の危険性などについて学ばせることで、友だちや先輩の誘いに乗って暴走族に加わることを防止します。
- ・民間ボランティアや保護司などが協力し合って、青少年が暴走族から抜けられるよう支援します。

3 暴走行為を防ぐための環境づくりについて

- ・暴走が頻繁に行われる道路については、物理的に暴走行為がしにくいような整備や規制を行います。
- ・暴走族のたまり場になりやすい広場や24時間営業店の駐車場などについては、暴走族が利用できないよう、管理者の協力を得て、特に深夜の立入りを禁止させたり制限させたりするようにします。

4 暴走族の取締りの強化について

- ・悪質な暴走行為や車両の不正改造行為について取締りを強化します。
- ・県をまたがるような大規模な集団暴走に対して、関係省庁や団体が協力しながら、効果的に集中取締りを行うことができるような仕組みを作ります。

5 暴走族少年の再犯防止対策について

- ・暴走族少年の再犯を防ぐため、矯正教育や保護観察を充実させます。特に、不正改造車両を再び使わないよう厳しく指導します。

6 暴走をさせないための車両対策について

- ・車両の不正な改造をなくすため、インターネットなどによる通信販売業者を含めた自動車部品販売業者に対し、不正改造が簡単にできるような部品の販売を自粛するよう指導します。

- ・今後も実態に合わせて車両の騒音規制をさらに強化することを検討します。
- ・車両の盗難やナンバープレートなどの塗りつぶしについて、有効な対策を講じます。

7 暴走族対策を具体的に進めるための自治体への支援

- ・自治体に置かれている「暴走族対策会議」が決定した対策を直ちに実施するため、「暴走族対策推進幹事会」を設けるように勧めたり、必要な情報提供を行うなど、具体的な活動の仕方について支援していきます。

この新たな申合せに基づいて、各省庁は今後さらに協力を深めながら暴走族対策に取り組み、適宜、フォローアップを行っていきます。

別添

暴走族対策の強化について

平成 13 年 2 月 5 日
暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ

最近の暴走族は、従前からの各般の対策にもかかわらず、主に二輪車による深夜のゲリラ的な爆音走行、主に四輪車による、港湾地区、山岳道路等におけるドリフト行為やローリング行為、一定区間における違法な競争行為等の暴走行為を敢行することにより、交通の危険を生じさせ、一般の運転者や歩行者に迷惑を及ぼし、国民の平穏な生活と交通の秩序とを著しく害している。

また、最近は、グループ同士の対立抗争やグループ内のリンチなどによる殺人、傷害致死等の事件、一般人を巻き込んだ集団不法事案、交番等への襲撃事案、取締り中の警察官等に対する公務執行妨害事案等が多発するなど、暴走族による不法事案がますます凶悪化、粗暴化しており、大きな社会問題となっている。

このような最近の暴走族の実態や、これに対する国民の強い取締り要望にかんがみ、暴走族対策をさらに強化するため、関係省庁は、当面、下記の施策を強力に推進することとする。

記

1 暴走族追放気運の高揚

暴走族を許さない国民世論の形成については、暴走族追放キャンペーン活動を始めとする諸活動の推進により、相当の成果がみられるところであり、今後も、暴走族追放気運の一層の盛上げを図る。

関係省庁においては、暴走族追放に向けた広報啓発活動を積極的に推進するとともに、報道機関等に対して暴走族の実態等の報道に資する資料の提供を積極的に行う。

また、一部の地方公共団体においてみられる、暴走族根絶のための「暴走族根絶条例」の制定、暴走行為と密接に関連する行為に対する罰則規定を市民安全条例等へ盛り込むための検討等の動きが全国に波及しつつある状況を踏まえ、こうした各地方公共団体の取組みを支援する。

さらに、地域における暴走族追放気運を一層盛り上げるとともに、暴走行為を始め暴走族による各種犯罪等を抑止するため、地域住民参加による「暴走族根絶運動」、「暴走族追放大会」等の開催など、暴走行為を許さない地域づくりのための具体的活動が行われるよう支援する。

2 家庭、学校等における青少年の指導の充実

(1) 家庭に対する支援等の充実

暴走族少年に係る家庭内の困りごと等に対する相談窓口を設けるなど、支援活動の一層の推進を図る。

また、青少年に対する「暴走をしない、させない、見に行かない」運動の指導が家庭において適切に行われるよう、地域における暴走族の実態等に関する広報啓発用資料の配布など、家庭に対する各種活動を一層充実する。

(2) 中学校、高等学校等における生徒指導の充実

中学校、高等学校等においては、同級生、同窓生又は出身校の卒業生による勧誘を契機とする暴走族への加入を防止するため、「暴走族加入阻止教室」の開催等を通じて、暴走族の悪質性、危険性についての理解を深めさせる。併せて、警察等関係機関との連携・協力の下に必要な応じて街頭補導等を行うなど、学校における生徒指導の一層の充実に努める。

また、高等学校等においては、二輪車を利用する生徒を中心に、運転の実技を含む安全運転指導の強化を図る。

(3) 暴走族からの離脱指導等の強化

少年補導員等の民間ボランティア、保護司(会)、少年サポートセンター等との連携の下に、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援、指導等を徹底する。また、暴走族相談員制度の創設についても支援を行う。

なお、暴力団との関わりがあることが明らかになった暴走族少年については、その実態を解明するとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

3 暴走行為阻止のための環境整備

(1) 道路交通環境の整備

暴走行為が頻発している道路については、可能な限り、中央分離帯等の整備、路面への一定間隔での薄層舗装の設置及び二輪車の通行禁止等の交通規制を効果的に実施することにより、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。

(2) 暴走族等のい集場所として利用されやすい場所の管理

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい広場、港湾地域等については、い集や暴走行為ができないよう管理を徹底する。特に、深夜については、可能な限り、立入禁止等の措置を講ずる。

現に暴走族のたまり場となっているコンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケボックス等24時間営業の施設の駐車場等については、管理者の協力を得て、管理権に基づく所要の措置を講ずる。

4 暴走族に対する指導取締りの強化

(1) 指導取締りの強化

集団暴走行為、爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。併せて、指導取締りをより効果的に推進するため、体制及び装備資機材の充実を図るとともに、罰則の強化について検討し、必要な措置を講ずる。

また、暴走行為を行う車両の多くを占める不正改造車両を排除するため、街頭車両検査等取締りを強化する。

さらに、暴走行為を行う二輪車の多くがナンバープレートを取り外し又は折り曲げ

るなどの隠ぺい行為を行っていることから、その表示義務違反についての取締りを徹底する。

(2) 関係省庁、関係機関等の連携

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」「社会を明るくする運動」等の青少年関係運動と連動し、関係省庁の連携の下、「暴走族追放、取締強化月間」を全国一斉に強力に展開する。

また、大規模な集団暴走事案の重点的かつ集中的な取締りのため、関係省庁・団体等の連携により、総合的な取締り体制の構築及び具体的な取締り計画の策定を行うとともに、その効果的な実施を図る。

さらに、暴走族事案の取締り等を行う現場において、警察、道路管理者等による迅速かつ効果的な事案処理がなされるよう、必要な支援を行う。

5 暴走族関係事犯者の再犯防止

保護処分中の暴走族少年に対しては、再犯防止を図るため、実効ある矯正教育、保護観察を推進する。特に、不正改造車両の再使用の防止については指導の強化に努める。

また、暴走族少年に対する保護観察を充実するため、保護観察官に対して二輪車を中心とした交通研修の促進を図る。

さらに、暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行うとともに、処分者講習については、特別学級を編成するなど、再犯防止のための講習内容の充実を図る。

6 車両の不正改造の防止等

(1) 車両の不正改造の防止

不正改造車両を排除するため、自動車部品の販売者に対し、不正改造を容易にする自動車部品の販売自粛及び顧客に対する自動車部品の装着方法等の説明を徹底するよう、関係機関が協力して指導を行う。

また、最近のインターネット等による自動車部品の通信販売実態にかんがみ、これらの販売業者に対しても、同様の指導を行う。

さらに、不正改造に関わっている改造業者等に対しても指導取締りを強化する。

(2) 爆音防止対策の推進

道路運送車両の保安基準等の改正により、騒音規制の強化が図られてきているが、今後も、技術開発の動向を踏まえ、さらなる規制強化について検討するとともに、より実効性のある不正改造車対策について検討を進める。

(3) 自動車関連業界に対する指導等

暴走行為に使用される二輪車等に盗難車両が多いことから、関係業界に対し、マスターキーを使用せずにエンジンの始動が可能となる車種の改善等盗難防止対策を講じるよう、指導を徹底する。

また、エンジン番号や車体番号を塗りつぶすなどしている場合においても所有者の検索を可能とする措置を講ずるよう、協力を求める。

7 施策の効果的な推進のための組織の設置等具体的活動の支援

(1) 地方公共団体に対する支援

暴走族問題が地域社会に深く関わる問題であることにかんがみ、地方公共団体における暴走族根絶のための具体的活動をより効果的に推進することができるよう、「暴走族対策会議」が決定した対策を迅速に推進する方策（例えば、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」等の設置を行うなど。）について情報提供等必要な支援を行う。

(2) 関係団体に対する依頼

自動車関係団体、青少年育成関係団体、交通安全関係団体等に対し、暴走族対策の効果的な実施のため、地方公共団体が講ずる具体的活動の推進への協力を依頼する。